

社会医療法人寿会 富永病院 面会規程

(目的)

第1条 当院における入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者の治療意欲や療養生活の質の向上及び尊厳の保持、また患者および院内の安全を確保することを目的とする。

(基本方針)

第2条 当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

(面会について)

第3条 入院患者への面会時間は14時から19時までとし、1回の面会時間を60分程度とする（HCUは14時から16時、18時30分から19時の間で30分程度）。ただし、急を要する場合や、当該入院患者の担当医師または病院が相当と認めるときはこの限りではない。また、感染拡大等により面会制限を実施する場合がある。

2. 面会場所は原則として次の場所とする。

(1) 病室内

(2) 6階・7階は状況により廊下ソファの使用が可能

3. 面会人数は1回の面会につき家族・それに準ずる方を2名まで可とする。面会時間内であれば、別の家族との入れ替わり可能。

(面会を控えていただく場合)

第4条 次のいずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする

(1) 治療上、医師の指示に基づき面会制限が必要な場合

(2) 面会者に咳嗽や発熱(37.5℃以上)、下痢や体調不良が疑われる場合

(3) 小学生以下の方

(面会の方法)

第5条 面会の方法は次の手順にて行う

(1) 受付は入院患者本人または面会者が詰所前カウンターで面会手続きを行う

(2) 詰所前カウンターで面会簿に必要事項を記載する

(3) 病棟スタッフは面会簿の内容及び面会者の体調などを確認し面会の可否を判断する。面会が可能な場合は面会者証を渡す

(4) 面会者は面会者証を首から下げて面会する

(5) 面会終了後は、面会者証を詰所へ返却する

(面会時の感染対策)

第6条 面会者は次の感染対策を遵守するものとする

(1) 面会者は不織布マスクを着用する

(2) 病室への入室前後に手指消毒を行う

(面会時の遵守事項)

第7条 面会者は面会中、次に掲げる事項を遵守しなければならない

- (1) 患者・面会者共に病棟・病室内での飲食をしないこと
- (2) 他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること
- (3) 他患者・職員等への無断の写真撮影、音声録音及び SNS 等への投稿をしないこと
- (4) 他病室への出入りをしないこと
- (5) 酒気を帯びての面会をしないこと
- (6) 面会中の喫煙禁止
- (7) 生花の持ち込みをしないこと

病院は、面会者が規定に違反、またはその恐れがあると認めたときには、ただちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第8条 次のいずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする。

- (1) 治療上、医師の指示に基づき面会制限が必要な場合
- (2) 入院患者の入院病棟で感染症の集団発生が起きた場合
- (3) 周辺地域における新興感染症の発生状況により、病院が面会方法の制限を判断した場合

(周知の方法)

第9条 本規定は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示
- (3) 病院のホームページ掲載

2025年01月30日作成

2026年04月13日改訂